

みやき町景観計画改定業務委託 仕様書

1. 適用

本仕様書は、「みやき町景観計画改定業務委託」（以下「本業務」という。）について適用する。

2. 業務の目的

本業務は、令和2年3月に策定された「みやき町景観計画」について、社会経済情勢の変化や関連計画との整合を踏まえた見直しを行い、本町の良い景観の保全・形成を図ることを目的とする。

なお、本町の景観形成において重要な役割を有する地区については、景観重点地区の指定を検討し、住民や地権者等との合意形成を図りながら、重点的かつ先導的に良い景観形成を図るための方針、基準等を整理し、景観計画の改定に反映するものとする。

3. 業務範囲

みやき町内全域とする。

4. 業務期間

契約締結の日から令和10年3月24日までとする。

5. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の目的、趣旨を十分に把握したうえで、業務内容、スケジュール及び実施体制等を記載した業務計画書を作成すること。

(2) 景観特性の整理

自然環境、土地利用、生業、歴史・文化等の観点から、本町の景観の特徴と課題を精査する。

(3) 景観重点地区の検討

現行の景観計画における景観重点地区（候補）を対象に、景観重点地区の指定に向けた考え方を整理するとともに、指定の必要性や優先度の観点から候補地区の整理・絞り込みを行う。あわせて、現況の地形地物、敷地境界等を考慮し、景観重点地区として設定すべき区域を検討する。

(4) 良い景観まちづくりのための方針の検討

良い景観形成を図るため、将来像や地域特性を踏まえた良い景観まちづくりのための方針について再検証するとともに、景観重点地区における良い景観まちづくりのための方針を新たに検討する。

(5) 届出対象行為の検討

景観法に基づき、景観形成に影響を及ぼす行為について、地域特性を踏まえつつ、届出対象とする行為の内容及び規模を検討する。

(6) 景観形成基準の検討

景観重点地区等において、良好な景観まちづくりのための方針を踏まえ、住民や地権者等の意向を反映した景観形成基準を検討する。検討にあたっては、対象地区の建築物・工作物の状況等を踏まえ、配置・形態・色彩等に関する景観形成基準の具体的な内容を整理する。

(7) その他景観形成に必要な事項の検討

屋外広告物、公共施設整備、景観重要建造物・樹木の保全・活用等、良好な景観形成を推進するために必要な事項について検討を行う。

(8) ワークショップの開催支援

景観重点地区内の住民や地権者等の意見を景観計画に反映するため、景観まちづくりに関するワークショップを開催する。ワークショップの開催回数は、3回を予定する。

受託者は、ワークショップの企画・立案を行うとともに、各ワークショップの運営に必要な資料の作成、当日の運営（全体の運営及び各テーブルの運営）、結果のとりまとめ、広報資料の作成を行う。会場の確保及び参加者への連絡はみやき町が行う。

詳細については、みやき町との協議の上、決定する。

(9) 計画検討委員会の運営支援

景観計画の改定にあたり、町民や有識者等で構成される計画検討委員会について運営支援を行う。計画検討委員会の開催回数は、3回を予定する。

受託者は、会議資料の作成、会議への出席、意見要旨及び議事録の作成を行う。

(10) 景観計画改定案の作成

上記までの検討結果を踏まえ、みやき町景観計画の改定に係る計画書（改定案）のとりまとめを行う。

(11) 景観条例（案）の作成

景観計画の実効性を確保するため、届出制度等の運用を支える景観条例について、関係法令を踏まえた条例（案）を作成する。

(12) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、業務中間時（3回）、成果品納入時の計5回とし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が同席する。

6. 留意事項等

(1) 実施体制

受託者は、業務期間及び内容等を踏まえ、円滑に業務を実施できる体制を整備すること。

(2) 留意事項

① 資料の提供等

必要となる資料等は、委託者が妥当と判断する範囲内で受託者に提供する。

なお、受託者は、提供された資料を適切に保管し、特に個人情報に係るものの保管は厳格に行うものとする。

② 秘密の保持

受託者は、本業務の実施において知り得た情報及び成果品の内容を、正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはならない。

なお、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

③ 協議録等の作成

受託者は、委託者で行う本業務に係る協議・打ち合わせ等に関する協議録を作成し、委託者にその都度提出し、内容の確認を得なければならない。

また、各種会議等における会議録についても同様とする。

④ 関係法令の遵守

受託者は本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。

⑤ 第三者の知的所有権に関しては、受託者の責において解決すること。

7. 完工

(1) 検査

受託者は、納品後10日以内に業務完了通知書を委託者に提出するものとする。

委託者は、業務完了通知書の受領後14日以内に完了検査を行い、補正対応が必要な場合は、受託者は対処するものとし、最終検査の合格を以って、完工とする。

(2) 請求

委託者は、完工後に受託者から請求があった日より30日以内に契約金額を支払うものとする。

8. その他

本仕様書に定めない事項については、委託者及び受託者が協議をして定めるもの

とする。